制限付一般競争入札の参加方法

　この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の<u>指名競争入札とは異なります</u>。また、参加を希望しない場合においては、<u>辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）</u>

　以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順		場所
1	「公告文」を確認	この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。
2	「仕様書」を確認	今回は「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。
3	「共通の注意事項」を確認	NEW!9 制限付一般競争入札について ・共通の注意事項NEW! ・応募案内 工 事NEW! クリックしてください コ 業 務 委 託NEW! 物 品 NEW! ※ 制限付一般競争入札に参加する方は、必ずお読みください。（**入札制度の改正に伴い一部内容を変更しています。【平成22年7月6日】**） ※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。

4	「応募案内」を確認	NEW!9 制限付一般競争入札について ・共通の注意事項NEW! ・応募案内　工　事NEW! コンサルタント業務NEW! 業務委託NEW! 物　品 NEW! ※　制限付一般競争入札に参加する方 読みください。（入札制度の改正に伴　部内容 を変更しています。【平成22年7月6日】） クリックしてください ※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。
5	「Q＆A（物品）」を確認	その他 NEW!制限付一般競争入札におけるQ&A ⇒入札に参加される方は、必ずご一読ください。(※入札制度の改正に伴い一部内容を変更しています。【平成22年7月6日】) ・「工事Q&A(電子方式)」 ・「工事Q&A(郵便方式)」 ・「コンサルタント業務Q&A(電子方式)」 ・「コンサルタント業務Q&A(郵便方式)」 ・「業務委託Q&A(郵便方式)」 ・「物品Q&A(郵便方式)」 クリックしてください ※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。

6	郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認	10 設計図書等に関する質問回答 入札書等を提出する前に必ずご確認ください。 ①工　事　②コンサルタント業務 ③業務委託　④物　品 クリックしてください ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。
7	提出書類をダウンロードし、記入・押印	NEW! 7 提出書類等様式 提出書類のダウンロードができます。 ①工　事　②コンサルタント業務 ③ 業務委託　④ 物　品 クリックしてください ※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。）
8	提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送	※　締切日必着ですのでご注意ください。 ※　入札書を任意の封筒に入れ、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。（公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。）
9	「参加確認書」を契約課にFAX	※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。

１０	結果を確認	 ※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 契 第 ６ １ ２ 号
平 成 ２ ３ 年 ８ 月 ２ 日

明石市長　泉　房穂
（公印省略　財務部契約課）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1　対象物品(**製造請負**)
（１）物品番号　２３Ｒ１００４
（２）物品名称　水槽付消防ポンプ自動車(製造請負)
（３）納入場所　明石市消防本部（明石市藤江９２４番地の８）
（４）製造概要　水槽付消防ポンプ自動車（仕様書、別表等記載の取付品等を含む）　１台
（５）納期限　**平成２４年3月９日**

2　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)
（１）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が車両で登録されていること。
（２）平成１８年４月１日から平成２３年７月３１日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。（消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（６）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（７）契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（８）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。**（特に、取付品、付属品等について薬事法による高度管理医療機器の販売業許可が必要とされるものがあるので、当該許可等を有していること。）**

3　入札参加申込み
（１）申込書等の送付期間
平成２３年８月１７日(水)から平成２３年８月２２日(月)まで　(契約課必着)
（２）入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(指定様式)を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名用紙（指定様式）を貼り付けて郵送すること。（様式は変更になる場合がありますので、提出書類等一覧より最新のものをご利用ください。）

ア　制限付一般競争入札参加申請書
イ　入札書（任意の封筒に封入）
ウ　納入実績調書

（３）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をＦＡＸ（０７８－９１８－５１５３）により提出すること。

4　仕様書についての質問及び回答
（１）仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内に財務部契約課へ質問書(指定様式)をＦＡＸ(０７８－９１８－５１５３)により提出すること。
平成２３年８月２日(火)から平成２３年８月１１日(木)午後１時まで

（２）質問に対する回答

平成２３年８月１７日(水)午後０時からホームページにおいて公表する

５　開札日時及び場所

（１）　日　時　　平成２３年８月２３日(火)　午後３時００分（予定）

（２）　場　所　　８０４会議室（本庁舎８階）　　※開札状況により前後します。

６　変動型最低制限価格の設定

有　　（１４　その他　（２）　参照）

７　入札保証金

免除

８　契約保証金

要(契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条
に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

９　支払条件

全額完了払

１０　予定価格(税抜)

３６，２８５，７１４円

１１　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページにおいて閲覧することができる。

１２　入札に関する条件

（１）　入札書が所定の日時までに到着していること。

（２）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。

（３）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

（４）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。

（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１３　無効とする入札

入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

１４　その他

（１）この物品に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品）」を確認したうえで申し込むこと。

（２）変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。具体的には、１件の発注案件について有効な入札参加者が５者以上の場合に、下位（入札金額の低い）５者の入札金額の平均額を求め、平均額に８５％を乗じて算出された失格値未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

制限付一般競争入札の事務の流れ

〇制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

〇同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

〇明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

水槽付消防ポンプ自動車仕様書

第１章　総則

1　この仕様書は、明石市消防本部（以下「当本部」という。）が発注する水槽付消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の規格、艤装、付属品、検査等について必要な事項を定める。

2　車両は、本仕様書のほか、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成 16 年総務省告示第 281 号。以下「援助隊基準額告示」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日消防消第 49 号。以下「要綱」という。）に規定する災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「ポンプ規格」という。）に適合し、かつ、消防用車両の安全技術検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システムを構築していなければならない。
　ただし、仕様書で指定するもの及び記載のないものは除くものとする。

3　車体本体、艤装材料、装備品、積載品等は、当本部が支給するものを除き、全て新規製品でなければならない。

4　装備品、積載品等は、本仕様書記載のもの又はそれ以上の性能、機能を有するものでなければならない。

5　本契約にあたっては本仕様書を了承し、疑義等は当本部係員に確認して十分熟知のうえ契約するものとする。契約後の本仕様書に記載する事項の解釈は、全て当本部の解釈によるものとする。

第２章　承認及び検査

1　受注者は契約締結後、当本部と製作に関する詳細な協議を行い、次に掲げる図書等を契約後 60 日以内に A4 ファイル綴にして提出し、承認を受けたのち製作に着手しなければならない。ただし、契約金額明細書は、契約後速やかに提出するものとする。

⑴　製作承認図一式　　　　　３部（承認後１部返却）
　ア　艤装四面図
　イ　動力伝達要領図
　ウ　電気配線図（電気容量、数量一覧表等含む。）
⑵　製作工程表　　　　　２部
⑶　契約金額明細書　　　　　１部
⑷　その他当本部が指示するもの

2　受注者は、車両の製作中、諸般の事由により本仕様書及び承認図に係る微細な変更があるとき又は疑義が生じたときは、速やかに当本部に連絡のうえ、承認又は指示を受けなければならない。

3　中間検査

塗装を施す前の艤装工事進捗状況について、施工の場所において当本部検査員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は検査予定日の 20 日前までに検査申請書を当本部に提出するものとする。

4　完成検査

艤装等の完成状況について、当本部の指定する場所において当本部検査員の検査を受けるものとする。検査による不備指摘事項は、完全整備ののち、再検査を受けなければならない。受注者は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕をもって検査日を設定し、検査予定日の１ヶ月前までに検査申請書を当本部に提出するものとする。

5　納入検収

車両の登録、外観、保安装置、装備品、積載品等の機能、性能及び員数について、納入当日、当本部の指定する場所において当本部検査員の検査を受けなければならない。

6　中間検査、完成検査及び納入検収は、本仕様書、製作承認図、要綱及びポンプ規格に基づき行うものとする。

7　上記のほか、製作途中において確認又は検査を実施することがある。

第３章　購入台数及び納期等

1　購入台数、納期及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

⑴　購入台数　　１台

⑵　納　　期　　平成２４年３月９日（金）まで

⑶　納入場所　　明石市藤江９２４番地の８　明石市消防本部

2　登録時に必要な自動車損害賠償責任保険証明書は、受注者が用意するものとし、その費用については、別途請求するものとする。又、自動車重量税印紙は、登録予定日の３週間前に当本部警防課に「重量税申込書」を提出し、後日、当本部において交付を受けるものとする。ただし、自動車リサイクル料等、登録に係るその他一切の諸経費については、契約金額に含むものとする。

3　受注者は､納入時に次に掲げる図書をＡ４ファイル綴にして提出しなければならない。

⑴　責任保証書（車両）　１部

⑵　責任保証書（車両艤装）　１部

⑶　改造自動車等届出書（写し）　２部

⑷　各種装備品等の取扱説明書　各１部

⑸　車両取扱説明書　１部

⑹　その他当本部が指示するもの。

第４章　補助対象設備の規格

補助対象設備の規格は、要綱第４条に基づくほか次に掲げるとおりとする。

第１節　基準額告示に定める規格

1　車両は、ポンプ規格の規定によるものでなければならない。

２　型別は、隊員の座席はダブルシート、ホイールベースは 3.0m以上、ポンプ性能は Ａ２級以上、水槽容量は１．５㎥以上の条件を満足する水Ⅰ－Ａ型とする。

３　規格の細目その他必要な事項は、要綱の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格に定めるところによるものとする。

第２節　要綱に定める規格

１　車両は、次に掲げるものであること。

⑴　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

⑵　車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。

⑶　艤装材料は、要綱に定めるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用してあること。

⑷　ポンプ性能は、Ａ２級以上であること。又、真空ポンプは、無給油真空ポンプとし、軸封装置のグランド部にあっては、メカニカルシールを用い、いずれもメンテナンスフリーとすること。

　さらに、ポンプ不凍装置として、少量の不凍液をポンプに吸入させ、主ポンプ、真空ポンプ等主要部の凍結防止ができる構造とすること。

⑸　ポンプ室左右にボールコック付 75 ㎜の吸水口（ストレーナー付）を設け、吸水口には 75 ㎜エルボ（らくらく４５）が取り付けてあること。

⑹　ポンプ室左右にボールコック付 65 ㎜の放水口を各２口設け、放口媒介金具（65 ㎜メスネジ×65 ㎜差込オス）を取付けること。

⑺　ポンプ室左右に中継吸口（ストレーナー付）を各１個設け、中継用媒介金具（65 ㎜メスネジ×65 ㎜差込メス）を付ける。（チェーン付ふたを取付ける。）

⑻　艤装材料の厚さは次によるものとし、フロアーステップ、バンパー上部、リヤフェンダー上部及びその他必要とする部分は縞鋼板であること。

ア　側板　　　　　　　１．６㎜以上
イ　サイドエプロン　　１．２㎜以上
ウ　フェンダー　　　　１．０㎜以上

⑼　水槽の艤装材料は、次による厚さの鋼材（日本工業規格 G3101）又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

ア　側板　　　　　　　４．０㎜以上
イ　底部　　　　　　　６．０㎜以上
ウ　上部　　　　　　　４．５㎜以上、ただし、上部を通路とするため縞鋼板とする。

⑽　車室は堅牢な天蓋及びドアを有すること。

⑾　乗車定員は５名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。

⑿　乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けてあること。

⒀　二輪駆動方式であること。

⒁　資機材及び器具の収納に必要な格納箱等を設けてあること。
⒂　蓄電池の容量は、24V―100AH 以上であること。
⒃　燃料用タンクは 100L とする。
⒄　水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造であり、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効に防波板を設け、清掃、塗替等に便利な構造であること。又、水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあることとし、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。
⒅　取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。（別表１①参照）
ア　ポンプ圧力計
イ　ポンプ連成計（リタード型）
ウ　エンジン回転計
エ　エンジン油温計
オ　赤色警光灯（NF－L－VJ２M－LC２）
カ　電子サイレンアンプ（TSK－5102VY）
キ　照明灯
ク　右左折広報
ケ　後退警報器
※右左折広報はウィンカーに、後退警報機はバックギアに連動し、必要に応じて音声をキャンセルする入切スイッチを設けること。
コ　標識灯（赤色警光灯一体型）
⒆　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。（別表１②参照）
ア　電動サイレン足踏みスイッチ（本体は赤色警光灯内に内蔵）
イ　ポンプ回転計
ウ　流量計
エ　積算流量計
オ　キャブチルト装置（電動油圧式）
カ　オイルパンヒーター（コード 10m 付）
キ　作業灯
ク　特殊赤色点滅灯
ケ　車外無線送話器取出口
コ　その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置
(ア)　後輪灯（ＬＥＤ）
(イ)　牽引用フック（前後に設置し、特に前部はバンパーと緩衝しない構造とする。）
⒇　積載品及び附属品は別表１③及び④によることとし、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装置を備えてあること。

第３節　要綱に定める規格に基づく仕様の詳細

前節に定める規格に基づく仕様の詳細は、以下に掲げるとおりとする。

第１款　シャシの詳細

1　シャシは、次に掲げる要件を具備すること。

⑴　シャシ主要諸元

ア　基本シャシ　5.5ｔ級消防車専用シャシ

イ　キャブの形状　キャブオーバー型ダブルキャブ

ウ　ホイールベース　3.0m 以上

エ　駆動方式　二輪駆動

オ　変速機　マニュアルミッション

カ　ABS 装備

キ　タイヤ　標準装備（オールシーズン型、スペア含む）

ク　乗車定員　５名（前席２名、後席３名）以上とする。

⑵　原動機

ア　型式　消防用水冷４サイクルディーゼルエンジン(NOｘ・PM 法適合)

イ　検定出力　200PS 以上

⑶　シャシ取付品等

ア　バッテリー　電気容量 120AH－20 時間率以上のもの２個をレール引出式テーブルに取付けること。テーブルは、容易に引出せ、かつ、確実にロックできる構造とする。

イ　オルタネーター　24V－90A 以上

ウ　バッテリーメインスイッチ

⑷　附属品

標準工具、専用ジャッキ、スペアタイヤ及びその他シャシメーカーの定める標準附属品とする。

第２款　消防用無線装置及び消防ナビゲーションシステム車両端末装置等

1　消防専用無線電話装置は､旧車両から移設し､移設費用は契約金額に含むものとする。なお、アンテナ、送受話器及び配線については新品とする。又、将来デジタル化に移行する場合、容易に取替え作業ができるよう、取付位置については別途協議する。

2　消防ナビゲーションシステム車両端末装置を当本部指定業者が旧車両から移設するため、補強を含む台座を取付け、アンテナを含めた配線をすること。

なお、取付位置等に関する調整は、契約締結後に当本部を介して指定業者を含めた別途協議をするものとする。

3　上記移設に係る費用は当本部が負担するものとし、アンテナ、送受話器及び配線については受注者負担とする。

第３款　車両艤装の詳細

1　車両艤装工事の留意事項

⑴　車両の完成寸法及び重量は、次に掲げるとおりとする。ただし、製作にあたっては、下記の数値を限度として、可能な限りこれらの数値を下回るように努めなければならない。

ア　全　　　長　　　7,000 ㎜以下

イ　全　　　高　　　3,200 ㎜以下

ウ　全　　　幅　　　2,300 ㎜以下

エ　車両総重量　　　11,000 kg 未満

⑵　艤装は、強度を損なわない範囲で努めてアルミ板、ステンレス鋼板を使用して重量軽減を図り、車体重量のバランスを考慮すること。

⑶　防食、防水性及び耐水性を十分考慮すること。

⑷　重要な点検箇所、主要部分の点検整備に際して、工具類使用スペースを確保するとともに必要な箇所には点検口、点検扉を設けること。

⑸　ステップ、ブラケット、手摺り、握り棒等を取付ける箇所は十分補強を施すこと。

⑹　車両側板は周辺を折り曲げ、ステップは端部周辺を折り曲げる構造とし、切断部は点検整備時に危険のないよう丸みを付けること。

2　キャブ内外の艤装

キャブ内外は、有効に活用のうえ良好な居住性を確保し、次に掲げる艤装を施すこと。

⑴　各乗降口には、ステップ（アルミ縞鋼板）及び手摺りを設けること。

⑵　乗降時、靴が当たる部分（足場以外）にはアルミ製保護板を取付けること。

⑶　アシストグリップを各乗降口上方に取付けること。

⑷　前部中央座席を取り除き、可能な限り大きい収納箱を設けること。又、設置した収納箱に無線関係機材、電子サイレンアンプ、各種操作スイッチ類を組み入れること。なお、協議の上これらの装置をキャブ内天井部前方に設置変更する場合がある。

⑸　キャブ内の任意の箇所に小物入れとして、オーバーヘッドコンソール又はコンソールボックスを設けること。又、キャビン天井中央部に、収納棚を設けるとともに、落下防止の措置を講ずること。

⑹　後部座席前に握り棒を設け、握り棒にＡ３版の書類箱（スチール製）を２個取付けること。また、可動式フック６個を設けること。

⑺　後部座席後方に空気呼吸器固定器具（５Ｌボンベ固定対応）４基分を設けることとし、防火衣及び防火帽等が吊り下げ可能なフックを装備すること。後部座席の背もたれシートは、容易に操作可能な可倒式又はスライド式とし、呼吸器装着時に支障のない構造とすること。又、空気呼吸器取付け部上部に吊り棚を設け落下防止措置を講ずること。（別途協議）

⑻　キャブ後部窓内側にプロテクターを設けること。

⑼　助手席及び隊員席左右には蛇管付照明灯を設けること。又、天井部分に室内灯（20Wスイッチ付蛍光灯、ドア開放連動式）を運転席に光が漏れないように取付けること。

⑽　キャブ内の配線は、美観を損ねないよう配線すること。

⑾　各座席は、汚損防止のため厚手透明ビニール張りとする。
⑿　フロントガラス内側上部（運転席インナーミラー背部）にドライブレコーダー（映像記録装置）を取付けること。
⒀　ナビゲーションシステム（バックアイカメラに連動）を取付けること。
⒁　キャブ屋根上に、アルミ縞板で台座を形成し、照明装置としてキセノンランプ 160W2 個（ナイトスキャンチーフ）を設置する。また、同装置のリモコンスイッチ用コンセントをポンプ室左右側面に取り付けること。

3　ポンプ室の艤装
⑴　左右両側面（ポンプ操作部）を開放型とし、点検が容易な構造とする。
⑵　ポンプ室上部は、縞鋼板張りとし、欄干 2 段式を周囲に設けること。
⑶　ポンプ室上部及び左右両側に点検口を設けること。
⑷　ポンプ室上部に薬剤積載枠を設けること。（20L×5 缶分、すのこ、固定ベルト、カバー付）
⑸　ポンプ室上部に手動式梯子昇降装置（後部昇降式シーソータイプ）を設け、伸縮式三連梯子（8.7m級）及びとび口 2 本を架装すること。梯子積載時の落下防止安全装置には、特に注意を用いること。又、荷台上部に上がることなく、操作可能であること。
⑹　ポンプ室上部に、荷物固定用フックを必要数設けること。（位置、個数は別途協議）
⑺　ポンプ室に照明灯を設けること。
⑻　計器灯を左右両側に設けること。

4　消火薬剤を使用する消火装置の艤装
⑴　自動泡混合装置の艤装
ア　本装置は、YONE㈱フォームプロ　モデル FP－2001　TYPE ゼロ　を使用し、電気モーター（DC24V）にてプランジャーポンプを作動させ、放水量の計測により、あらかじめ指定した混合比率になるよう自動的に消火剤を水に混合させ、ボタン一つの操作で容易に混合水を作り出し、流量や圧力変化にも自動で対応し、左右全放水口とも同じ濃度の混合水を作り、0.1％毎に変えられるものとする。
イ　ポンプ室右側にデジタル式操作盤を設け、流量、積算流量、混合比率及び積算泡量の表示切替が可能であり、かつ、消火薬剤混合の入り切り操作及び混合比率の切替もできること。
ウ　消火剤タンク容量は、樹脂製 40L 以上とし、内容量が確認しやすく、シャットオフ弁が操作しやすい位置に設けること。
エ　消火剤を容易に補給できる補給口を設け、補給時に使用する専用のストレーナー付漏斗及び補給アダプターを附属させること。
オ　プランジャーポンプは、オイル交換がしやすい場所に設けること。
カ　ラインストレーナーは、メンテナンスを容易にできるようドレンプラグを外し易い場所に取り付け固定すること。
キ　泡ポンプモーターベースユニットは、泡ポンプに重力供給ができるように、消火剤タンクの吐水ラインより下に装置すること。

ク　混合装置の電源オンは PTO 連動とし、電源オフについては、単独のスイッチを設け、車両の電源を切ってもデジタル表示コントロールモジュールの流量積算が保存される構造とするもので、スイッチの切り忘れ防止のため、電源に関する警告灯をキャビン内前方上部の集中パネル内に設けること。

ケ　放水停止時においても、流量計が完全に停止し、かつ、冷却水や水タンクへ混合水が混入しないように専用のインジェクション兼用 SUS 製逆止弁を設置すること。

コ　上記艤装については、当本部並びに YONE㈱担当者と協議の上、設置すること。

⑵　圧縮空気泡消火装置の艤装

ア　概要

上記装置から作り出される混合水に、コンプレッサーを用いて圧縮空気を送り込み、配管内で泡にして発泡できる装置で、少量の水で効率の良い泡消火ができるものとする。又、発泡倍率が約 7 倍の消火・火災鎮圧用湿式泡（ウエット泡）から発泡倍率が約 21 倍の延焼防止・残火処理用乾式泡（ドライ泡）の発泡について、発泡器具を用いることなく吐出可能なものとする。

イ　性能

放水口の左右各 1 個は圧縮空気泡消火装置の吐出口と併用し、最大流量 400L/min 以上、最大空気吐出量 2,300L/min 以上とし、最大泡吐出量 2,700L/min 以上とする。

ウ　構造

迅速な操作が可能であり、扱いやすい専用パネルを設けることとし、湿式泡（ウェット）と乾式泡（ドライ）の切替は、約 7 倍～21 倍の任意の発泡倍率にて行えるものとする。

混合比率は、最小 0.1％とし、専用パネル内スイッチで容易にワンタッチによる混合比率調整が 0.1％単位で可能であることとする。なお、混合比率の変更が消火泡吐出中でも可能な構造とする。又、装置内の自動泡混合装置を使用して、左右の水吐出口から混合液の放水及び泡ノズル取付による発泡が行える構造とすること。

5　水槽の構造

水槽の構造、取付品及び取付装置は、次のとおりとする。

⑴　水槽は、PP 又は FRP 構造とし、容量は 1,500L 以上とする。

⑵　水量計はポンプ室左右両側に設けることとし、構造はゼブラ模様及び破損防止覆い付で水量計内部に赤色の浮き玉を挿入すること。

⑶　左右両側に 65 ㎜補給口を設け、鎖付オスキャップを取付けること。又、オーバーフロー防止のため、水槽内にタンク停止弁（型式：YY－65）を取付けること。

⑷　水槽に蛇口(20 ㎜口径)を設け、汚れ物等を洗い落とせるよう配管すること。

6　ステップ等の艤装

ステップ等の構造は、次のとおりとする。

⑴　ステップは、堅牢かつ昇降に容易な上、滑らない構造とすること。

⑵　登はん用はしごをポンプ室前方左右両側及び後部収納庫面に 1 箇所取付けること。

※　乗降時、靴が当たる部分（足場以外）にはアルミ製保護板を取付けること。

⑶　フロントバンパー上片は、縞鋼板で補強すること。

⑷　左右後輪部にあっては、下開き式展開ステップを取付けること。

7　各種収納庫の艤装

⑴　左右側面収納庫は、ポンプ室側面（ポンプ操作部）を除き、ホース収納庫も含めて全て雨水等が浸入しない手動シャッター仕様（塗装なし）とすること。

⑵　⑴の収納庫（ホース収納庫は除く）は、パンチメタル等を使用した扉式収納又は引き出し式収納等の方法を用い、少しの空間をも有効活用できるよう出来るだけ多くの収納スペースを確保すること。詳細については、別途協議すること。

⑶　左右側面下部収納庫

ポンプ室及び左右側面後部収納庫下部に収納庫を設け、構造は次のとおりとする。

ア　両側下部収納庫に設ける扉は、下開き式のステップ兼用式とする。

イ　左側面後部収納庫下部には、引出式台座に照明器具一式（発電機、投光器、コードリール等）を収納することとし、各器具には固定ベルトを取付けること。（取付装置又は取付枠を設けた場合は除く。）

ウ　各底板は、適当な水抜き穴を開けるとともにスノコを敷くこと。

⑷　後部収納庫

水槽後部からの空間を有効に利用し、雨水等が浸入しない手動シャッター仕様（塗装なし）とし、3段（最下段含む）の棚を設けること。

最下段は、レール付の引出式とし、中段は可動式の固定棚を設け、落下防止のための欄干を設けること。

上段は、可動式固定棚とし、本部が支給する泡アタッチメント各種、ラインプロポーショナーを固定する装置（ベルト可）を設ける。

また、各底板には適当な水抜き穴を開けるとともに、適所に固定用ベルトを設け、スノコを敷くこと。

⑸　後部コンビネーションランプ間のスペース（後部収納庫下）にあっても有効活用し収納庫を設けること。

⑹　各収納庫適所に内部照明灯（ＬＥＤ）を設けること。スイッチは、シャッター又は扉連動式とし、各扉ごとの開放警告灯を運転席の視認しやすい位置に取付けること。

第4款　取付品及び取付装置等の詳細

取付品、取付装置等は、別表1「取付品、取付装置、附属品等」①及び②に掲げるとおりとする。

1　取付品及び取付装置の詳細

⑴　ポンプ圧力計　　標準品

⑵　ポンプ連成計　　リタード型

⑶　エンジン回転計　　標準品

⑷　エンジン油温計　　標準品

⑸　赤色警光灯　　LED式、標識灯、スピーカー一体型をキャブ屋根前方に取

付けること。（大阪サイレン製　型式 NF－L－ＶＪ２M－ＬＣ２）

⑹　電子サイレンアンプ　　音声合成装置内臓トランジスターサイレンアンプ（50W）をキャブ内に設置すること。（設置位置及びメッセージは協議すること。）（大阪サイレン製　型式 TSK－5102VY）

⑺　照明灯　　35W 以上の能力を有し、照射方向が選定できる構造のものを左右に各１基づつ取付けること。

⑻　右左折広報　　ウィンカーに連動

⑼　後退警報器　　バックギアに連動

※　⑻、⑼の音声にあっては、入切スイッチを設けること。

⑽　標識灯　　赤色警光灯一体型（黒色丸ゴシック体で「明石市」標記）

2　軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品の詳細

⑴　電動サイレン　　本体は赤色警光灯内に内蔵で、助手席床に足踏み式スイッチを取付けること。

⑵　流量計　　電磁流量計

⑶　積算流量計　　電磁流量計連動

⑷　キャブチルト装置　　車両固有の仕様とする。

⑸　オイルパンヒーター　　運転席外のステップ付近に同ヒーター専用メタルコンセント１箇所（10ｍコード付）を設けること。

⑷　作業灯　　メーカー標準品

⑸　特殊赤色点滅灯　　車両前・後部に赤色点滅灯(各左右１対)を設けること。
(大阪サイレン製　型式 LF－12Ｃ型)

⑹　車外無線送話器取出口　　ポンプ室両側に埋込み式の防水型無線送話器取出口箱（埋込み式小型スピーカー付）を設け、切替えスイッチは扉開閉連動とすること。（架装位置の詳細については別途協議）

⑺　その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

ア　後輪灯　　左右後輪が運転席から十分に視認できる大きさのものを、位置、角度を最適に調整し取付けること。（LED 使用）

イ　牽引用フック　　車両前・後部共、消防活動が容易に行えるよう（必要によりバンバー等の加工含む）装備すること。詳細は別途協議する。

第５款　附属品の詳細

附属品等は、別表１「要綱に定める取付品、取付装置、附属品等」③及び④並びに別表２「要綱に定める以外の取付品、取付装置、付属品等」②に掲げるとおりとする。

1　各種器具の積載場所及び架装位置

各種器具の積載及び架装位置は協議の上決定するが、目安として下記を参考とする。
また、当本部支給品で積載装置を設けるものは型式・サイズ等を確認し、不具合なく確

実に積載できる装置（ブラケット、固定具等）を設けておくこと。

※　下線付き器具は当本部支給品、(　) 内は要綱に定めるもの以外の器具を示す。

⑴　右側面後部（破壊器具系）　掛矢、剣先スコップ、(鉄ハンマー)、斧、(多目的フック)、金てこ、(つるはし)、ストリーム管槍 2 本（65㎜、50㎜）(ロープ各種)、分岐管 65㎜×50.40MC 式（1基)、スタンドパイプ、消火栓開閉金具
（※　収納スペースはパンチメタル当を使用した扉式収納当の方法を用い、最大限の収納スペースを確保すること。詳細は別途協議）

⑵　左側面後部（消火器具系）　特殊ノズル（CAFS システム用ﾋﾞｯﾄﾉｽﾞﾙ)、自動車用消火器（協議）、分岐管 65㎜×50.40MC 式（1基)、ストリーム管鎗2本（65㎜、50㎜)、(差込式異型媒介 65㎜×50㎜・50㎜×40㎜各1個)、
（※　上部にステンレス製欄干を前後方向に設置し、S字フックを6個設置する。）

⑶　右サイドステップ　車輪止め2個（別途協議）

⑷　左右側部の任意の箇所　(差込式オス金具4個)、吸管スパナ、工具類、スト籠

⑸　後部収納庫　最上段…(各泡アタッチメント)、(ラインプロポーショナー)。
中・下段…各種ホース他消防用資機材

※　左右側面後部収納庫と左右ポンプ操作部の間には上下2段の、2重巻きホース収納スペースを設け、落下防止の欄干を設置するものとする。(詳細は別途協議)

第5章　補助対象外規格

第1款　車両艤装の詳細

要綱に定める以外の取付品、取付装置、附属品等は、別表2①及び②に掲げるものとし、その詳細は次項以下に記載するとおりとする。

1　取付品及び取付装置等の詳細

⑴　自動調圧装置

⑵　消防マーク　150㎜

⑶　旗立てスリープ　キャブ左側側面後方、又は、荷台左前方部に設けること。
250㎜（ポール・訓練旗付）

⑷　シートカバー　汚損防止のため、各座席に厚手透明ビニール張りとする。

⑸　サイドバイザー　ステンレス製

⑹　カーエアコン　純正品

⑺　泥除けゴム　全輪取付

⑻　フォグランプ　純正品

⑼　ナビゲーションシステム　SD 方式

⑽　バックアイシステム　　　ナビゲーションシステム連動
⑾　ドライブレコーダー　　　ウィットネスⅡ（CF カード 256M 付）解析ソフト不要
⑿　前照灯　　　　　　ディスチャージヘッドライト
⒀　照明装置　　　　　キャビン上部取付
フラッシュボーイＸ（80W・80W）２個／ナイトスキャンチーフ
⒁　その他標準装備品　純正ラジオ、ヒーター
２　付属品等
⑴　中継口用キャップ　65 ㎜差込オス
⑵　つるはし
⑶　鉄ハンマー
⑷　携帯電話（機種変更）　ラクラクホン（防水型、付属品一式及び充電器、同ホルダー付）
⑸　クラスＡ泡消火薬剤　　フォレックスパンＳ
⑹　泡消火薬剤　　　　　　メガフォームＡＧＦ3T　3％
⑺　ＡＥＤ　　　　　　フィリップス製最新機種（ハートスタート　ＦＲⅢＰＲＯ）
⑻　消火栓媒介金具　　呼び 75 ネジメス×65 差込オス

第２款　その他の仕様の詳細
１　その他必要な附属品
電装用予備電球
２　塗装及び記入文字
⑴　車体は、十分な防錆処理のうえ、朱色塗装を行うこと。
⑵　各収納庫内の塗料は、十分な防錆処理のうえ、オリエンタルグリーン色塗装とする。
ただし、左右側面後部収納庫にあっては底面にあってはアルミ製縞板（光沢あり）を貼りつける。
⑶　車体下廻りは、黒色塗装とする。
⑷　ステップ、ポンプ室上部、水槽上部及びその他の箇所の塗装については当本部と協議すること。
⑸　記入文字は、キャブ後部両側ドアに前部から後部に「明石市消防署」、キャビン前部左側及び右ドアに無線呼出し名称「中崎１」と白色丸ゴシック体で記入すること。
３　補則
⑴　完成車両の保証期間は、納入後１年とする。
ただし、保証期間以降であっても設計不良、施行不良により不都合が生じた場合は、無償で部品の取替及び修理を行うこと。
⑵　1,000km 又は１ヶ月点検時には、エンジンオイル及びオイルエレメントを無償で交換するものとする。
⑶　納入時には、燃料タンクは満量とすること。
⑷　「消防用車両の安全基準について」において示されている「第３者機関による認証」

については、日本消防検定協会による安全基準への適合の認証を行うこと。又、同基準に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。なお、これらに係る諸経費については、契約金額に含むものとする。

⑸　旧車両１台を廃棄処分すること。

ア　旧車両の抹消登録等は、受注者の負担と責任において処理すること。

イ　抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書の原本を当本部へ提出すること。

ウ　旧車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡後において明石市に一切迷惑を及ぼすことのないように処理すること。名称等消去後は、当該箇所を写真撮影の上、当本部へ提出すること。

エ　旧車両の自動車検査証の有効期限は、平成23年12月19日
　神戸８８そ５６８６

以上

別表１　要綱に定める取付品、取付装置、附属品等

①　取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

No.	品　　　名	メーカー・型式等	数量
1	ポンプ圧力計	標準品	2
2	ポンプ連成計	リタード型	2
3	エンジン回転計	標準品	1
4	エンジン油温計	標準品	1
5	赤色警光灯	大阪サイレン製（型式　NF－VJ2M－LC2）	1式
6	電子サイレンアンプ	大阪サイレン製（型式　TSK－5102VY）	1式
7	照明灯	荷台前後部に各１（メーカー標準品）	2
8	右左折広報	ウィンカースイッチに連動	1
9	後退警報器	バックギアに連動	1
10	標識灯	「明石市」と黒色丸ゴシック体で記入	1

②　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

No.	品　　　名	メーカー・型式等	数量
1	電動サイレン	赤色警光灯一体型	1式
2	ポンプ回転計	標準品	1
3	流量計	電磁流量計	1式
4	積算流量計	電磁流量計連動	1
5	キャブチルト装置	車両固有の仕様とする	1式
6	オイルパンヒーター	メタルコンセント１箇所（10mコード付）	1式
7	作業灯	メーカー標準品	1
8	特殊赤色点滅灯	大阪サイレン製　LF－12C	2
9	車外無線送話器取出口	防水型・照明付（ポンプ室左右取付）	2
10	後輪灯	LED	2
11	牽引用フック	前後各１箇所（容易に操作ができること。）	2

③　備えなければならない附属品

No.	品　　　名	メーカー・型式等	数量
1	吸管	75㎜×10m以上（超軽量ソフト吸管）	2
2	吸口ストレーナー	75㎜用	2
3	吸管ストレーナー	75㎜用	1
4	吸管ちりよけ籠	75㎜用	1
5	吸管ロープ	径10㎜×15m	1
6	中継用媒介金具	65㎜メスネジ×65㎜差込みメス	2

7	吸管スパナ	標準品	2
8	放口媒介金具	65 ㎜メスネジ×65 ㎜差込みオス	4
9	金てこ	テコバール（長さ 900 ㎜）	1
10	剣先スコップ	丸形パイプ柄	1
11	消火器	自動車用（ABC 粉末 6kg 入り）	1
12	ポンプ工具	標準品	1 式
13	車輪止め	ゴム製中型	1 対
14	まくら木		1
15	消火栓開閉金具	地下式消火栓ハンドル（明石式）	1

④　軽微な変更として備えることのできる附属品

№.	品　　　名	メーカー・型式等	数量
1	タイヤチェーン		1
2	おの	大おの（長さ 910 ㎜）	1
3	掛矢	ウレタンゴム付	1
4	ホースブリッジ	軽量コンパクトタイプ（ＣＢ－４５０W）	2

別表２　要綱に定める以外の取付品、取付装置、附属品等

①　取付品及び取付装置等

№.	品　　　名	メーカー・型式等	数量
1	自動調圧装置		1 式
2	消防マーク	150 ㎜	1
3	旗立てスリーブ	250 ㎜（ポール・訓練旗付）	1
4	シートカバー	厚手透明ビニール張り	1 式
5	サイドバイザー	ステンレス製	4
6	カーエアコン	純正品	1 式
7	泥除けゴム	全輪取付	4
8	フォグランプ	純正品	1 式
9	ナビゲーションシステム	ＳＤ方式	1 式
10	バックアイカメラ	ナビゲーションシステム連動	1 式
11	ドライブレコーダー	ウイットネスⅡ（CF カード 256MB 付）解析ソフト無し	1 式
12	その他の標準装備品	純正ラジオ･ヒーター	1 式
13	前照灯	ディスチャージヘッドライト	1 式
14	キセノン照明装置	フラッシュボーイ X(80W・80W)2 個／ナイトスキャンチーフ） （色の配置に関しては別途協議）	1 式

② 附属品等

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	中継口用キャップ	65 ㎜差込オス	2
2	つるはし		1
3	鉄ハンマー		1
4	携帯電話（機種変更）	ラクラクホン （防水型、標準付属品一式、充電器、同ホルダー含む）	1 式
5	クラスＡ泡消火薬剤	フォレックスパンＳ	10
6	泡消火薬剤	最新泡消火薬剤（メガフォーム AGF3T　3％）	10
7	AED（モニター付）	フィリップス製最新機種（ハートスタート　ＦＲⅢＰＲＯ）	1
8	消火栓媒介	呼び 75 ネジメス×65 差込メス	1

≪参考≫

当本部支給品で積載装置等を設けるもの。

No	品名	メーカー・型式等	数量
1	泡アタッチメント	MX フォームジェット（FN-65MX） LX フォームジェット（FN-65LX）	各 1
2	ラインプロポーショナー	FP－65・400 （呼び 50／65 差込式マルチコネクト）	1
3	シャットオフボールバルブ	BO－50／BO－40	各 1
4	媒介金具	差込式異径媒介 65 ㎜×50 ㎜／50 ㎜×40 ㎜	各 1
5	分岐管	65 ㎜×50・40 ㎜（MC 式ボールバルブ 2 コック）	2
6	CAFS システム用ノズル	ビットノズル（クアドラノズル付）	1
7	管鎗 65 ㎜	ダブコンマークⅡノズル付	2
8	管鎗 50 ㎜	ダブコンマークⅡノズル付	2
9	ストカゴ	16SKG3P	1
10	三連はしご	MAL－387	1
11	スタンドパイプ	PS－65DV	1
12	投光器	フラッシュボーイＸⅡ　三脚付 発電機（ホンダＥＵ９ｉ） コードリール（防雨型ＧＮ－３０Ｋ）	1 式

艤装 積載参考図

※ 別紙 艤装 積載品等一覧表参照

艤装・積載品等一覧表（参考）

番号	艤装例・品名等	型式・詳細事項	番号	艤装・品名等	型式・詳細事項
1	右側面ポンプ操作部	（開放型）	16	牽引用フック	
2	右側面ホース収納庫	上下2段、落下防止枠2段（ロック解除付）	17	バッテリー　120AH－20時間以上2個	引き出し式テーブルに取付
3	右側面後部収納庫	（消火器具系）	18	後輪部ステップ	下開き式展開ステップ（左右）
4	左側面ポンプ操作部	（開放型）	19	左側面後部収納庫下部	（照明器具一式）引き出し式台座固定ベルト付
5	左側面ホース収納庫	上下2段、落下防止枠2段（ロック解除付）	20	薬剤積載枠　２０L×５缶分	すのこ、固定ベルト、カバー付
6	左側面後部収納庫	（破壊器具系）	21	赤色警光灯	大阪サイレン製「NF-L-VJ2M-LC2」
7	後部収納庫	下段は背負い器収納、上段は可動式棚2段	22	照明装置　１６０W（80w・80w）×２	佐藤製作所製「ラッシュボーイX、ナイトスキャンチーフ」
8	ホース架装例		23	照明灯	35W以上　ポンプ室上部右前方、左後方各1
9	消火器具系架装例	パンチメタル扉、ハンガー、フック等 空間を有効に活用する工夫を施すこと。	24	作業灯	標準品
10	破壊器具系架装例		25	特殊赤色点滅灯（車両後部）	大阪サイレン製「LF-12C」
11	車外無線送受話器取出口	扉開閉による切替スイッチ（架装位置は別途協議）	26	コンビネーションランプ	左右各1
12	車輪止め		27	ポンプ室前方登坂用はしご	左右取付
13	荷物固定用フック	（個数、架装位置は別途協議）	28	特殊赤色点滅灯（車両前部）	大阪サイレン製「LF-12C」
14	三連ばしご	MAL387（本部支給品）	29	照明装置用台座	1段欄干
15	後部収納庫面登坂用はしご	足の当たる部分にはアルミ製保護板を付ける	30	後部収納庫　可動式棚	落下防止枠2段（ロック解除付）

番号 00224 A

平成 21年 12月 18日　神戸運輸監理部長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
神戸 88 そ 5686	平成 7年 12月 20日	平成 7年 12月	普通	特種	自家用	消防車 [523]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
日野 [262]	6人	1500kg	5750kg	7580kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
FD1JEB10054	641cm	223cm	272cm	2250kg	－kg	－kg	3500kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
KC－FD1JEBA改	J08C	7.96 kl	軽油		

項目	内容
所有者の氏名又は名称	明石市
所有者の住所	兵庫県明石市中崎1丁目5－1 [28502 0879]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	兵庫県明石市中崎1丁目6－20 [28502 0879]
有効期間の満了する日	平成 23年 12月 19日

備考
［姫路］，継続検査
自動車重量税額 ￥100，800
［21年度税制］平成21年12月18日 継続検査 受検済み
この自動車は平成22年12月19日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。
［走行距離計表示値］59，500km（平成21年12月18日）
［旧走行距離計表示値］55，500km（平成19年12月13日）
［その他検査事項］（1）改造内容、動力伝達装置、近運兵第1749号、平成7年12月8日
以下余白

裏面もご覧下さい。

神戸88そ5686（水槽付消防ポンプ自動車）

0014962940

［A券］預託証明書（リサイクル券）

《車両欄》

リサイクル券番号	0700-0294-0020
車台番号	FD1JEB10054
車名	日野

《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥6,580
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥6,710

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2005年12月 5日発行
事務処理番号：1-103678100308<4>

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

［B券］使用済自動車引取証明書

引取日：　　年　月　日

リサイクル券番号（移動報告番号）	0700-0294-0020
車台番号	FD1JEB10054
車名	日野
預託金額	¥6,710（消費税込み）

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号
氏名・名称　　印
事業所名称
所在地
TEL.

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第９条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第８０条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証（C券）利用時切離し>

［C券］資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0700-0294-0020
車台番号	FD1JEB10054
車名	日野

受領金額	¥480（消費税込み）

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年12月 5日発行
事務処理番号：1-103678100308<4>

HINO
56-86
神戸88
56-86
署防消市石明
明石市消防署